

議案第69号

八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和3年11月29日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(八幡浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八幡浜市職員の給与に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線
で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4～6 (略)	(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～6 (略)

第2条 八幡浜市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線
で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め	(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め

<p>る割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>る割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
---	---

(八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

第4条 八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>

(八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第2条に規定する議員報酬月額及びその額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第2条に規定する議員報酬月額及びその額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

第6条 八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第2条に規定する議員報酬月額及びその額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第2条に規定する議員報酬月額及びその額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>

(八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第7条 八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(八幡浜市職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第17</p>	<p>(八幡浜市職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第17</p>

条の2並びに第19条第2項の規定の適用については、同条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び勤勉手当」と、同条例第15条の2第1項中「管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」）」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第4号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「管理職手当受給職員等」）」と、同条例第15条の2第2項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員等」と、同条例第17条の2中「第8条の3第1項に規定する職員」とあるのは「第8条の3第1項に規定する職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

3～5 （略）

条の2並びに第19条第2項の規定の適用については、同条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び勤勉手当」と、同条例第15条の2第1項中「管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」）」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第4号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「管理職手当受給職員等」）」と、同条例第15条の2第2項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員等」と、同条例第17条の2中「第8条の3第1項に規定する職員」とあるのは「第8条の3第1項に規定する職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

3～5 （略）

第8条 八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(八幡浜市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第17条の2並びに第19条第2項の規定の適用については、同条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び勤勉手当」と、同条例第15条の2第1項中「管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」）」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第4号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「管理職手当受給職員等」）」と、同条例第15条の2第2項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員等」と、同条例第17条の2中「第8条の3第1項に規定する職員」とあるのは「第8条の3第1項に規定する職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中</p>	<p>(八幡浜市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第17条の2並びに第19条第2項の規定の適用については、同条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び勤勉手当」と、同条例第15条の2第1項中「管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」）」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第4号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「管理職手当受給職員等」）」と、同条例第15条の2第2項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員等」と、同条例第17条の2中「第8条の3第1項に規定する職員」とあるのは「第8条の3第1項に規定する職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中</p>

「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。 3～5 (略)	「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」とする。 3～5 (略)
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

人事院勧告に準じ、八幡浜市の職員、特別職の職員、市議会議員及び一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を変更するため。

